

## 藤沢市家庭的保育事業等指導監査結果等の公表に係る実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市家庭的保育事業等指導監査実施要綱(以下「実施要綱」という。)  
第10条に基づいて藤沢市(以下「市」という。)が実施する家庭的保育事業等指導監査  
(以下「指導監査」という。)に係る結果等の情報(以下「指導監査結果等」という。)の  
公表について、必要な事項を定める。

### (公表の目的)

第2条 指導監査結果等の公表は、家庭的保育事業等を利用する者、又は利用しようとする  
者等(以下「利用者等」という。)が、指導監査における結果としての指摘事項の内容や  
改善状況等に関する情報を得られるようにすることにより、利用者等の児童福祉サービス  
の選択に資するとともに、家庭的保育事業者等による適正かつ継続的な事業運営の確保及  
び積極的な保育の質の向上を促すことを目的とする。

### (公表する情報)

第3条 公表する情報は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 指導監査の概要 指導監査の実施に当たって定めた基本方針及び重点事項、並びに家  
庭的保育事業所等ごとの事業者名、指導監査実施日等の実施状況のことをいう。
- (2) 指導監査の結果 実施要綱第10条第1項第1号及び第2号に定める指摘事項のう  
ち、主な指摘事項の項目、件数、詳細、及び当該指摘事項に対する指導内容のことをい  
う。
- (3) 事業所ごとの指導監査結果等 家庭的保育事業所等ごとの指導監査種別、事業区分、  
施設名称、所在地、管理者、事業者、代表者、事業開始日、文書指摘事項の内容、根拠  
規定、及び改善状況のことをいう。なお、家庭的保育事業所は、施設の性質上、所在地  
は公表しない。
- (4) 前各号に定める事項のほか市が必要と認める事項

### (公表の時期及び期間)

第4条 公表の時期は、指導監査の実施日が異なることによる不公平な取扱いが生じること  
のないよう配慮して市が決定するものとし、年度当初に策定する実施計画において定める  
一般指導監査が全て終了し、文書指摘事項に対する改善内容の報告に係る期限が経過した  
後で、原則として、指導監査結果等のとりまとめが完了し次第速やかに公表するものとす  
る。

2 公表の期間は、指導監査の結果に関する文書の保存期間が終了するまでとする。

### (公表の方法)

第5条 指導監査結果等の公表は、市がとりまとめた報告書を市のホームページに掲載する

ことにより行う。

#### (公表に関する事務処理)

第6条 指導監査結果等の公表に当たって、市は、対象の事業者に対して、あらかじめ公表しようとする情報を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた事業者は、原則として、通知の日から60日以内に限り、指導監査結果等の内容について、市に必要な説明を求め、事実を証する書類等を提出し、又は意見を述べること（以下「意見陳述等」という。）ができる。

3 前項の意見陳述等があったとき、市は、公表しようとする指導監査結果等の訂正の必要性について速やかに審査を行い、その結果を対象の事業者に対して通知した上で公表しなければならない。

#### (改善状況の取扱い)

第7条 文書指摘事項に係る改善状況の公表に当たっては、対象の事業者から提出された改善内容の報告書、添付書類及び現地確認の結果等（以下「改善報告書等」という。）に基づき、次の各号に定める基準に従って取り扱う。

(1) 改善報告書等により、一定の改善が図られたことが確認できた場合は、「改善確認済み」とする。

(2) 改善報告書等により、改善に着手している、又は改善の意思があることが確認できる場合であって、改善に要する期間が改善報告の期日から起算して半年以上見込まれる場合、又は改善時期が不明な場合は、「改善中」とする。

(3) 改善報告の期日までに正当な理由なく報告書が提出されない場合、又は改善報告書等により改善の意思が確認できない場合は、「未改善」とする。

#### (非公開情報の取扱い)

第8条 藤沢市情報公開条例（平成13年6月25日条例第3号）第6条に規定する非公開情報に該当する情報は、公表しない。

#### (雑則)

第9条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

#### 附則

##### (施行時期)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。